

藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、次に定める事業とする。

- (1) 法第6条の3第9号に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10号に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11号に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12号に規定する事業所内保育事業

(指導監査の方針)

第3条 指導監査は、法令及び「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発第1224第2号）」等を基本として、本市における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえ、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

(指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、指導監査所管課の職員2人以上をもって実施するものとする。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営状況
- (2) 利用者の処遇状況
- (3) その他必要事項

(指導監査の種別)

第6条 指導監査の種別は、一般指導監査と特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第7条 一般指導監査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の規定により、1年に1回以上、対象の事業所にて実地により行う。
- (2) 指導監査を実施する日の2週間前までに、別に定める指導監査資料等関係書類を提出させる。
- (3) 事前に提出された資料をもとに、当該事業所の代表者等の立会いを得て関係書類及び帳簿等进行检查する。
- (4) 一般指導監査を実地により行った場合は、実施場所等において、当該事業所の代表者等に対して、その結果について講評を行う。

（特別指導監査の実施方法等）

第8条 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の事項について重点的に実施できるものとし、原則として、対象の事業所にて実地により行う。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正若しくは著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる場合
- (2) 正当な理由がなく、一般指導監査に誠実に応じなかった場合
- (3) 指導監査における指摘事項について、改善が認められない状況が継続した場合

（指導監査の実施の通知）

第9条 市長は、指導監査を実施しようとする場合は、指導監査を実施する日の30日前までに、対象となる家庭的保育事業等を行う者（以下「事業者」という。）に対して次に掲げる事項を第1号様式により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合その他指導監査の実施上必要と認められる場合においては、この限りでない。

- (1) 根拠規定
- (2) 対象施設
- (3) 実施日時及び場所
- (4) 指導監査職員の氏名
- (5) 事前に提出する資料及び提出期日
- (6) 当日に準備すべき書類等
- (7) その他必要な事項

（指導監査の結果の通知等）

第10条 市長は、指導監査の結果について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 指導監査において、特に指摘すべき事項等が認められない場合は、市長

は、事業者に対して、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

- (2) 法律、政省令、条例若しくはこれらに関する通知（以下「法令等」という。）に対する違反ではないが、保育の内容及び質等の向上のために改善されることが望ましい事項がある場合は、市長は、事業者に対して、当該事項を助言事項として第3号様式により通知するものとする。
- (3) 法令等に対する違反であって軽微なものがある場合は、市長は、事業者に対して、当該事項を口頭指摘事項として第3号様式により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導するものとする。
- (4) 法令等に対する違反（軽微なものを除く。）がある場合、又は前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない場合は、市長は、事業者に対して、当該事項を文書指摘事項として第3号様式により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導するとともに、結果通知の日から60日以内に改善報告（第7号様式）を提出するよう求めるものとする。
- (5) 家庭的保育事業が、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準に適合しないと認められるに至ったときであって、その程度が著しいものであると市長が認めるときは、市長は、事業者に対して、法第34条の17第3項前段の規定に基づき、第4号様式により、当該基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を勧告するとともに、通知の日から60日以内の別に市長が定める日までに、改善報告（第7号様式）を提出するよう求めるものとする。
- (6) 事業者が正当な理由なく前号の勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、市長は、事業者に対して、同項後段の規定に基づき、第5号様式により必要な改善を命じるとともに、通知の日から60日以内の別に市長が定める日までに、改善報告（第7号様式）を提出するよう求めるものとする。
- (7) 家庭的保育事業が、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、市長は、事業者に対して、法第34条の17第4項の規定に基づき、その事業を行う者に対し、第6号様式により、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。
- (8) 第6号の改善命令又は前号の事業制限命令若しくは事業停止命令（以下「処分等」という。）を行おうとする場合は、市長は、指導監査の実施後、当該処分等の対象とする予定の事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

2 市長は、当該年度の監査結果について、別に定める要領に則って指導監査実施報告書を作成し、本市のホームページで公表するものとする。

(関係機関への情報提供)

第11条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

第1号様式

年 月 日

様

藤沢市長

印

家庭的保育事業等指導監査の実施について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき、次の指導監査を実施しますので通知します。

指導監査に際しましては、事前に提出していただく資料、指導監査当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設
- 2 指導監査の種別
- 3 実施日時及び場所
- 4 指導監査職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

第2号様式

年 月 日

様

藤沢市長

印

家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項に基づき実施した次の指導監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該指導監査及び対象施設について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

年 月 日

様

藤沢市長

印

家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項に基づいて実施した指導監査の結果、改善を要する事項等がありましたので、次のとおり通知します。

1 当該指導監査及び対象施設について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 指導監査の結果について

該当の有無	指導監査結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙（第3号様式）のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第7号様式にて報告してください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙（第3号様式）のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙（第3号様式）のとおり助言事項がありましたので事業実施に当たり参考にしてください。

別紙（第3号様式）

家庭的保育事業等指導監査指摘事項等

対象施設	
指導監査実施日	

結果の区分	指摘事項（改善を要する事項）・助言事項	根拠法令

様

藤沢市長

印

家庭的保育事業等指導監査の結果について（勧告）

児童福祉法第34条の17第1項に基づいて実施した指導監査の結果、次の対象施設における家庭的保育事業等が、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）に規定する基準に適合せず、かつ、その程度が著しいものであると認めため、同条第3項前段に基づき、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

措置を講じた結果について、 年 月 日までに、第7号様式にて報告してください。

なお、この勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、同項後段による改善命令又は法第34条の17第4項による事業の制限又は停止命令を行う場合があります。

1 当該指導監査及び対象施設について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 勧告の内容について

指摘事項 (改善を要する事項)	とるべき必要な措置	措置する期限	根拠法令
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様

藤沢市長

印

家庭的保育事業等指導監査の結果について（改善命令）

児童福祉法第34条の17第1項に基づいて実施した指導監査の結果、貴法人に対して同条第3項前段に基づき勧告を行いましたが、正当な理由なくこれに従わず、かつ、児童福祉に有害であると認めため、同項後段に基づき必要な改善を命じます。

改善した内容について、年 月 日までに、第7号様式にて報告してください。

なお、この命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第34条の17第4項による事業の制限又は停止命令を行う場合があります。

1 当該指導監査及び対象施設について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 改善命令の内容について

指摘事項 (改善を要する事項)	必要な改善	改善の期限	根拠法令
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟について】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に藤沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、請求することができません。

また、本決定（改善命令）の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、提起することができません。

様

藤沢市長

印

家庭的保育事業等指導監査の結果について（事業制限・停止命令）

児童福祉法第34条の17第1項に基づいて実施した指導監査の結果、次の対象施設における家庭的保育事業等が、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）に規定する基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であることを認めため、次のとおり事業の（制限・停止）を命じます。

1 当該指導監査及び対象施設について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 事業制限・停止命令の内容について

区分	<input type="checkbox"/> 事業制限命令 <input type="checkbox"/> 事業停止命令 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業制限の場合の処分の内容	
事業制限・停止の期間又は解除条件等	
事業制限・停止命令を行う理由（根拠法令）	

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟について】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に藤沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、請求することができません。

また、本決定（事業制限又は停止命令）の取消しをを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、提起することができません。

第7号様式

年 月 日

藤沢市長

所在地
法人名
代表者職氏名

家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善報告又は必要な措置への対応報告を要する指摘事項については、別紙「家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善報告書」のとおり改善し、又は必要な措置を講じましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙（第7号様式）

家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善等報告書

対 象 施 設	
指導監査結果 通 知 日	

指摘事項 (改善を要する事項)	改善又は措置した内容	改善等の日